公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１９６０号
札幌市白石区平和通17丁目北６番９号
債務者　株式会社北興メンテック
代表者仮代表取締役　川守田大介
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸　　巧
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午後２時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９８号
群馬県藤岡市中栗須113番地３
債務者　有限会社アストロプラン
代表者代表取締役　山谷　数幸
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡井　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午後１時35分
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第６４号
福岡県大牟田市大字三池427番地６
債務者　有限会社タナカヤ
代表者代表取締役　田中　正己
1　決定年月日時　平成29年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午前11時
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第２３４０号
神奈川県藤沢市鵠沼橘１丁目５番13号
債務者　有限会社志帆
代表者代表取締役　神林　直通
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月25日午前10時50分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３９５号
さいたま市南区大谷口5168番
債務者　株式会社インテリアＫＥＩ
代表者代表取締役　小島　清志
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午前11時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４７８号
大阪府和泉市池上町４丁目11番25号
債務者　コーヨーウィーヴ株式会社
代表者代表取締役　西川　　潔
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月29日午後１時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１５０６号
名古屋市緑区南大高２丁目101番地　ケイズコート202号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市緑区大高町字西植松１番地の１（ケイズコート202号）
債務者　株式会社きよたミート
特別代理人　豊嶋　　健
1　決定年月日時　平成29年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小森　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月31日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５９０号
埼玉県越谷市大間野町１丁目109番１
債務者　有限会社マサミオート
代表者代表取締役　黒光　政美
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　澤田　博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月２日午後１時45分
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１５０２号
名古屋市中区丸の内２丁目13番34号
債務者　株式会社プラネッツ
代表者代表清算人　田代　　誠
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月６日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５０４号
名古屋市中区丸の内２丁目13番34号
債務者　有限会社Ｐ’ｓＢｒｉｄａｌ
代表者取締役　高橋　正子
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月６日午前10時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４４１７号
大阪市西区新町１丁目10―24四ツ橋ＹＨビル４階、商業登記簿上の本店所在地大阪市港区港晴２丁目14番３号
債務者　株式会社ｅｉＹＡＡＡ
代表者代表取締役　今井　正昭
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北野　知広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月６日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６１９号
大阪市北区西天満３丁目６番21号
債務者　ＳＨＵフィナンシャルサービス株式会社
代表者代表清算人　森川　修次
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　章教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午後２時
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４７８号
仙台市青葉区高松３丁目21番３号
債務者　吉田　　明
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋芳代子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７１１号
仙台市泉区北中山４丁目19番地の14、従前の住所宮城県宮城郡利府町青葉台２丁目１番地192
債務者　及川　和男
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月９日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３９３７号
大阪府高槻市野田２丁目27番10号
債務者　小椋塗装こと　小椋　英雄
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４０９７号
大阪府寝屋川市池田旭町16番２号
債務者　柳原電気こと　柳原　慎治
1　決定年月日時　平成29年10月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神原　　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部